

4 消安第 4909 号
令和 4 年 12 月 14 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

クロチアニジン及び*d-d*-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤(ヌ
ーベルショット、トリプルアクセル)

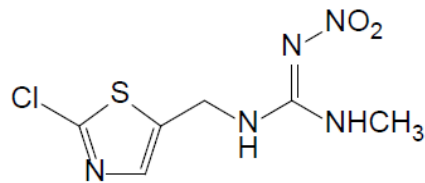


承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 クロチアニジン及び*d-d*-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤 (ヌーベルショット、トリプルアクセル)

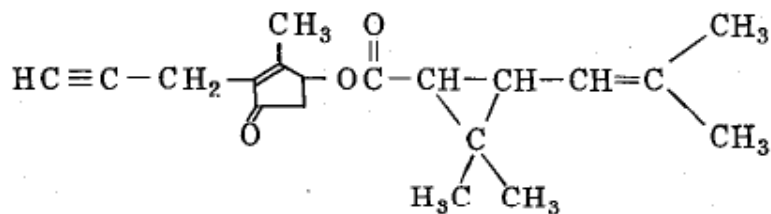
(1) 主剤

クロチアニジン



クロチアニジンの構造式

d-d-T80-プラレトリン



d-d-T80-プラレトリンの構造式

(2) 添加剤

ピペロニルブトキシド他を含有する。

(3) 対象動物

牛、豚、鶏

(4) 効能・効果

畜鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の駆除

(5) 用法・用量

畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の発生又は生息する場所に本剤を水で希釈して使用する。

ハエの成虫に対し、本剤を容器内で十分に混和した後、本剤の重量当たりの100~300倍水希釈液を適宜虫体に直接噴霧する。ただし、畜・鶏舎内で噴霧する場合には1 m²当たり50~100 mLとし、畜・鶏舎内の天井、壁、柱、床、通路などに静止又は飛翔しているハエ（空間）に向けて噴霧する。

休薬期間

本剤を畜鶏舎内に噴霧後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

豚：4日

鶏：3日

2 評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）